

シタト云フヤウナコトガ疵ガアリマシテモ、詰リ契約ノ效果トシテハ其ノ所持有權ヲ取得ガ出來ナイ時デアリマシテモ、苟クモ只今述べタヤウナ條件ヲ備へテ動產ノ占有ヲ得マスレバ其ノ所有權ヲ取得シテシマフ、若シソレガ盜品アル場合ニハ二年内ニ元ノ所有者ガノデアリマスルト、其ノ時ニ拂ツタ代金ダケハ持ツテ來ナケレバ返サナイデ宜シト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、ソヨ財團目錄ノ調製ニ當リマシテ、一括シテ表示シテアルニ過ギ

云フ趣意デ、此ノ第二項ノ規定方出來テ居ルト思フノデアリマス、此ノ點ハ、殆ド疑ノナイ所ト思ヒマス、又政府委員カラ御説明ガアツタ時ニモ、サウ云フガ、唯念ニ爲サウデアツカドウカト云フコトヲ一言伺ソテ置キタイト思ヒマスガ、如何デセウカ

○政府委員(追水久曾君) 第十五條第

二項ノ立法ノ生立チマシタ理由ハ、只今松本先生ノ仰セラレマシタ通リデアリス

○松本泰治君 左様ニ私ハ信ジテ居リマス、其ノコト自體ハ大變結構ダ、サウナケレバナラヌ、一括表示位ニナツス

居ルカドウカト云フコトハ的確ニ分リノダカラ分リマセヌガ、例ヘバ發動機ガ何十箇トカ何トカ云フヤウナコトデ書イテアルト、果シテ其ノ中ニ屬シテウナコトガ生ズル、マドウ云フニ是ガナルカ、是ハ勅令デオ決メニナルノダカラ分リマセヌガ、例ヘバ發動機ガ何十箇トカ何トカ云フヤウナコトデ

ウナコトガ生ズル、マドウ云フニ是ガナルカ、是ハ勅令デオ決メニナルノダカラ分リマセヌガ、例ヘバ發動機ガ何十箇トカ何トカ云フヤウナコトデ書イテアルト、果シテ其ノ中ニ屬シテウナコトガ生ズル、マドウ云フニ

ノダカラ分リマセヌガ、例ヘバ發動機ガ何十箇トカ何トカ云フヤウナコトデ書イテアルト、果シテ其ノ中ニ屬シテウナコトガ生ズル、マドウ云フニ是ガナルカ、是ハ勅令デオ決メニナルノダカラ分リマセヌガ、例ヘバ發動機ガ何十箇トカ何トカ云フヤウナコトデ書イテアルト、果シテ其ノ中ニ屬シテウナコトガ生ズル、マドウ云フニ是ガナルカ、是ハ勅令デオ決メニナルノダカラ分リマセヌガ、例ヘバ發動機ガ何十箇トカ何トカ云フヤウナコトデ書イテアルト、果シテ其ノ中ニ屬シテウナコトガ生ズル、マドウ云フニ

ノダカラ分リマセヌガ、例ヘバ發動機ガ何十箇トカ何トカ云フヤウナコトデ書イテアルト、果シテ其ノ中ニ屬シテウナコトガ生ズル、マドウ云フニ

ノダカラ分リマセヌガ、例ヘバ發動機ガ何十箇トカ何トカ云フヤウナコトデ書イテアルト、果シテ其ノ中ニ屬シテウナコトガ生ズル、マドウ云フニ

ノダカラ分リマセヌガ、例ヘバ發動機ガ何十箇トカ何トカ云フヤウナコトデ書イテアルト、果シテ其ノ中ニ屬シテウナコトガ生ズル、マドウ云フニ

人ト言ハレテ居ルモノニアリマス、サウ云フヤ
ノ物ハ自分ノ物デアル、併シナガラ擔
保ニハ他人ノ爲ニ供シテアル、其ノ結
果此ノ他人ノ債權者ガ其ノ擔保物ヲ處
分デモサレバソレハ異議ハナイ仕
方ガナイ、併シナガラ私ハ拒否權ヲ持
ツテ居ル、強イ拒否權ヲ特ニ與ヘラレ
テ持ツテ居ル、先ヅ其ノ債務者自身ガ
財產ガアル以上大丈夫ナ拒否權ヲ持
ツ、サウ云フ地位ニアルコトニナルン
ダト私ハ解スル、ソレデハ今後併隨
分危クナカ、サツキオ前ハ若シ此ノ
即時取得ノ規定ガ適用ガナイト危イ
サウ云フコトガアツテモ危クナカト
云フ御疑ヲ御起シニナルト思ヒマスガ、
ソレハ大體危クナカ、何トナレバ殆ド此
ノ財團ガ抵當權ノ作用トシテ處分サレ
ルト云フヤウナコトハ非常ニ稀有ナコ
トナノアリマス、日本ニ於テハ左様
ナゴトガ行ハレタコトハ私共餘り承知
シナイ、小サイモノニハ或ハアルノダ
ラウト思ヒマス、私共ノ承知スルヤウ
ナ財團ニ付テハ殆ドサウ云フコトハ聞
イタコトハアリマセヌ、是ハ擔保ニ取
得スル所迄ハ行カナイデ濟ムノデス、又
此ノ處分ニ假令至リマシテモ、其ノ處
分ハ非常ニ金ガ餘ルヤウナ處分ニナリ
ツテ居レバ宜シイノデス、ソレヲ處分
マス、何トナレバ財團ノ擔保デ貸サレ
テ居ル金ト云フモノハ財團ノ値打ニ較
ベルト非常ニ少イ、決シテ其ノ財團ノ
マスト、非常ニ餘計ナ財團迄抵當ニ入レ
テ若シ處分ニナツテモ非常ナ餘リガ出

テ來ル、其ノ餘リニ對シテハ今ノ即時
取得ニ依ツテ取得シタ所ノ人ハ直チニ
同ジヤウニ見ラレ、ダカラシテ其ノ
結果トシテ善意ノ第三取得者ガ損ヲス
ルコトハ殆ド考ヘラレマセヌ、即チサ
ウ云フ此ノ財團ノ處分ト云フコトガ殆
ド行ハレナインマナラズ、行ハレテモ
大丈夫金ヲ返シテ貰ヘルノデアリマス
カラ、ソレデ動産ノ第三取得者ハ先ヅ
以テ損ヲスルハ少イ、サウ云フコト
デアリマスノミナラズ、更ニ實際カラ
申シマスト、抵當權設定契約ニ於キマ
シテハ色々ノ條項ガアリマシテ、抵當
權者ハ始終検査ヲシ得ルヤウニナツテ
居リマス、サウデナケレバ危イノデス、
此ノ検査ハ日本ノ情實カラ申スト、日
本ノ銀行其ノ他ノ如キハ餘リ之ヲ致サ
ク見テ、苟クモ足リナクナツテ居タラ
ソレハ債務者ヲ信通スルカラ、事業者
ノ會社ヲ信用シテ餘リシナイコトガ通
常デアリマスガ、契約デハ何時デモ能
ニヤウデアル、何故シナイカト言ヘバ、
直グト之ヲ補ハスト云ツタヤウナ規定
ガチヤントアリマス、而シテ外貨債ノ
場合ノ如キハ外國ノ債權者ハ非常ニソ
シテ居レバ宜シイノデス、ソレヲ處分
マス、何トナレバ財團ノ擔保デ貸サレ
テ居ル金ト云フモノハ財團ノ値打ニ較
ベルト非常ニ少イ、決シテ其ノ財團ノ
マスト、非常ニ餘計ナ財團迄抵當ニ入レ
テ若シ處分ニナツテモ非常ナ餘リガ出

テ來ル、其ノ餘リニ對シテハ今ノ即時
取得ニ依ツテ取得シタ所ノ人ハ直チニ
同ジヤウニ見ラレ、ダカラシテ其ノ
結果トシテ善意ノ第三取得者ガ損ヲス
ルコトハ殆ド考ヘラレマセヌ、即チサ
ウ云フ此ノ財團ノ處分ト云フコトガ殆
ド行ハレナインマナラズ、行ハレテモ
大丈夫金ヲ返シテ貰ヘルノデアリマス
カラ、ソレデ動産ノ第三取得者ハ先ヅ
以テ損ヲスルハ少イ、サウ云フコト
デアリマスノミナラズ、更ニ實際カラ
申シマスト、抵當權設定契約ニ於キマ
シテハ色々ノ條項ガアリマシテ、抵當
權者ハ始終検査ヲシ得ルヤウニナツテ
居リマス、サウデナケレバ危イノデス、
此ノ検査ハ日本ノ情實カラ申スト、日
本ノ銀行其ノ他ノ如キハ餘リ之ヲ致サ
ク見テ、苟クモ足リナクナツテ居タラ
ソレハ債務者ヲ信通スルカラ、事業者
ノ會社ヲ信用シテ餘リシナイコトガ通
常デアリマスガ、契約デハ何時デモ能
ニヤウデアル、何故シナイカト言ヘバ、
直グト之ヲ補ハスト云ツタヤウナ規定
ガチヤントアリマス、而シテ外貨債ノ
場合ノ如キハ外國ノ債權者ハ非常ニソ
シテ居レバ宜シイノデス、ソレヲ處分
マス、何トナレバ財團ノ擔保デ貸サレ
テ居ル金ト云フモノハ財團ノ値打ニ較
ベルト非常ニ少イ、決シテ其ノ財團ノ
マスト、非常ニ餘計ナ財團迄抵當ニ入レ
テ若シ處分ニナツテモ非常ナ餘リガ出

テ來ル、其ノ餘リニ對シテハ今ノ即時
取得ニ依ツテ取得シタ所ノ人ハ直チニ
同ジヤウニ見ラレ、ダカラシテ其ノ
結果トシテ善意ノ第三取得者ガ損ヲス
ルコトハ殆ド考ヘラレマセヌ、即チサ
ウ云フ此ノ財團ノ處分ト云フコトガ殆
ド行ハレナインマナラズ、行ハレテモ
大丈夫金ヲ返シテ貰ヘルノデアリマス
カラ、ソレデ動産ノ第三取得者ハ先ヅ
以テ損ヲスルハ少イ、サウ云フコト
デアリマスノミナラズ、更ニ實際カラ
申シマスト、抵當權設定契約ニ於キマ
シテハ色々ノ條項ガアリマシテ、抵當
權者ハ始終検査ヲシ得ルヤウニナツテ
居リマス、サウデナケレバ危イノデス、
此ノ検査ハ日本ノ情實カラ申スト、日
本ノ銀行其ノ他ノ如キハ餘リ之ヲ致サ
ク見テ、苟クモ足リナクナツテ居タラ
ソレハ債務者ヲ信通スルカラ、事業者
ノ會社ヲ信用シテ餘リシナイコトガ通
常デアリマスガ、契約デハ何時デモ能
ニヤウデアル、何故シナイカト言ヘバ、
直グト之ヲ補ハスト云ツタヤウナ規定
ガチヤントアリマス、而シテ外貨債ノ
場合ノ如キハ外國ノ債權者ハ非常ニソ
シテ居レバ宜シイノデス、ソレヲ處分
マス、何トナレバ財團ノ擔保デ貸サレ
テ居ル金ト云フモノハ財團ノ値打ニ較
ベルト非常ニ少イ、決シテ其ノ財團ノ
マスト、非常ニ餘計ナ財團迄抵當ニ入レ
テ若シ處分ニナツテモ非常ナ餘リガ出

テ來ル、其ノ餘リニ對シテハ今ノ即時
取得ニ依ツテ取得シタ所ノ人ハ直チニ
同ジヤウニ見ラレ、ダカラシテ其ノ
結果トシテ善意ノ第三取得者ガ損ヲス
ルコトハ殆ド考ヘラレマセヌ、即チサ
ウ云フ此ノ財團ノ處分ト云フコトガ殆
ド行ハレナインマナラズ、行ハレテモ
大丈夫金ヲ返シテ貰ヘルノデアリマス
カラ、ソレデ動産ノ第三取得者ハ先ヅ
以テ損ヲスルハ少イ、サウ云フコト
デアリマスノミナラズ、更ニ實際カラ
申シマスト、抵當權設定契約ニ於キマ
シテハ色々ノ條項ガアリマシテ、抵當
權者ハ始終検査ヲシ得ルヤウニナツテ
居リマス、サウデナケレバ危イノデス、
此ノ検査ハ日本ノ情實カラ申スト、日
本ノ銀行其ノ他ノ如キハ餘リ之ヲ致サ
ク見テ、苟クモ足リナクナツテ居タラ
ソレハ債務者ヲ信通スルカラ、事業者
ノ會社ヲ信用シテ餘リシナイコトガ通
常デアリマスガ、契約デハ何時デモ能
ニヤウデアル、何故シナイカト言ヘバ、
直グト之ヲ補ハスト云ツタヤウナ規定
ガチヤントアリマス、而シテ外貨債ノ
場合ノ如キハ外國ノ債權者ハ非常ニソ
シテ居レバ宜シイノデス、ソレヲ處分
マス、何トナレバ財團ノ擔保デ貸サレ
テ居ル金ト云フモノハ財團ノ値打ニ較
ベルト非常ニ少イ、決シテ其ノ財團ノ
マスト、非常ニ餘計ナ財團迄抵當ニ入レ
テ若シ處分ニナツテモ非常ナ餘リガ出

ルノミナラズ、私ハ反對ニナル虞ガアリハセヌカト云フコトヲ憂ヘテ居リマス、利差ノ方ハドウデアルカト云フト、今ノ豫定利率ト實際ノ利率トノ差ト云モノハ、此ノ頃ハ殆ドナクナツテ來ルニ近イ、況ヤ分類所得税ト云フヤウナモノヲ色々取ラレタリシマスト、ナカニカ以テ財産ノ運用ヲ四分位ニスルノデモ、相當或ハ御骨ガ折レルカモ知レナイ、況ヤ七分ニモ八分ニモ廻ツテ居ツタモノヲ其ノ儘行クト云フコトヲ夢見タナラバ、ソレハ絶対ニ間違ヒデアリマス、サウ云フコトニナリマスト、非常ニ是モ亦危イ、他ノ又一方ニ於テハ經費ノ方ハドンヽ植エル、人件費其ノ他ハ大變ニ植エル、最初ノ時分ニハ一人ノ使用人ニ對シテ幾ラト云フ積リ、經費ガヤツテアルカモ知レマセヌ、此ノ頃御承知ノ通リ大變ナ經費ガ殖エテ來タ、サウシマスト、附加保険料トシテ計算シテアルモノハ、モウ勿論足リナイン、大變ナコトニナル虞ガアルト思フ、サウナソテ來マスト生命保険會社ト云フモノハ、總テノ方面カヲ論足リナイン、大變ナコトニナル虞ガアルト思フ、サウナソテ來マスト非常ニ幸運ハ、若シサウデナカソタラ、非常ニ幸運ハ、サウナソテ來マスト此ノ再保險料ニ、今迄利益配當シテ居ル、出來ルノダカラソレテ取立テ、ヤラウト云フコトデ、假リニ相當大キナモノデモ御取ニナツタス、是ハ生命保險會社ヲ恐レテ居リマス、其ノ點ニ付テ御當局ハ何カ御心配バナイ、イヤソソナコトハ柏憂デ、大丈夫デス、ドンヽ取レルト云フヤウニ御考ニナツテ居ルカドウカ、計數等ハ伺フコトハシナイ方

○政府委員(迫水久常君) 此ノ法律ノ目的ガ國ノ生命保險事業ノ適切ナル運營ヲ圖ルユトヲ目的ト致シテ居ルノデゴザイマスノデ、只今松本先生ガ御述ニナリマシタヤウニ、法外ナル再保險料ヲ取立テマシテ、之ニ依ツテ生命保險會社ノ基礎ヲ危クセシムルガ如キコトハ、却テ本法ノ目的ニ全ク反スルモノト存ジマス、從ヒマシテ再保險料ニ付キマシテハ、生命保險統制會等トモ緊密ナ連絡ヲ取リマシテ、多キニ失セズ、又、ト申シマシテ少キニ失セズ、適正ナ保險料ヲ決メテ參リタイト存ジテ居リマス

○松本清治君 只今ノ御答辯デ私ハ満足致シマシタ、ドウゾ其ノ相當多ク取テ居リハシナイカト思ヒマス、可ナアルト思ヒマス、ソレハ今迄利益配當ヲシテ居ルノデヤナイカト云フヤウナコトガヒヨツト頭ノ中ニ出ルト思フ、是ハ相當將來ノコトヲ御考ニ下サツテ元來拂フベカラザルモノヲ法律デ拂ハスノダト云フコトニナレバ、是ハ少キニ失シテモ或程度宜イデヤナイカトサヘ思フノデ、此ノ點ヲ御實行ニナルコトヲ希望致シマス

○子爵水野勝邦君 是ハ損害保険ノ方風ニハツキリ結論ヲ得テ居リマセヌ等色々ナ問題ヲ研究致シテ居リマス、只今所迄ハマダ此ノ方針テ行カウト云フ風ニハツキリ結論ヲ得テ居リマセヌ

○子爵水野勝邦君 誠ニ結構テゴザイマスガ、實際ハ業者ガ推シタリ推サレハ、又形態ノ上カラハ誠ニ明瞭デアリマスガ、實際ハ業者ガ推シタリ推サレタルト云フヤウナコトが起り得ル、ソテ、元來拂フベカラザルモノヲ法律デ拂ハスノダト云フコトニナレバ、是ハシマスガ、其ノ點ガ同ヒタカツタ譯ニ付テ伺ヒタイノデスガ、是ハ普通ノ場合ト違ヒマシテ、副理事長ト理事ハレヲ今ノヤウニ御考ニ下スツテ安心致マスガ、此處ニ御變ヘニナツタ理由ニヤウナ形ニナルコトハ如何カト思ハレマス、此ノ點カラ言ツテ中央會ノ役員の關係ニ今迄アルヤウナ様子モ見エマスケレドモ、今度ハ中央會ガ又同ジヤウナ形ニナルコトハ如何カト思ハレマス、此ノ點カラ言ツテ中央會ノ役員ノ人選ガ非常ナムツカシイ問題ニナリハセヌカト思ヒマス、役員ハ理事長ヲマス、ソレカラ又統制會ガ稍、官僚的ナ關係ニ今迄アルヤウナ様子モ見エマスケレドモ、今度ハ中央會ガ又同ジヤウナ形ニナルコトハ如何カト思ハレマス、此ノ點カラ言ツテ中央會ノ役員ノ人選ガ非常ナムツカシイ問題ニナリハセヌカト思ヒマスガ、其ノ點ハ如

○政府委員(迫水久常君) 理窟カラ申シマスルト、中央會ニハ本法ニ依ツテコドウ云フ風ニ今後連絡サレル御方針デアルカ伺ヒタイノデゴザイマス

○委員長(男爵東郷安君) 速記中止

〔速記中止〕

○委員長(男爵東郷安君) 速記開始

○候爵西郷吉之助君 第十六條ノコトニ付テ伺ヒタイノデスガ、是ハ普通ノ場合ト違ヒマシテ、副理事長ト理事ハレヲ推薦ト云フコトニナツテ居リマスガ、此處ニ御變ヘニナツタ理由ニヤウナ形ニナルコトハ如何カト思ハレマス、此ノ點カラ言ツテ中央會ノ役員ノ人選ガ非常ナムツカシイ問題ニナリハセヌカト思ヒマスガ、其ノ點ハ如

○河田烈君 二三御質問致シタイト思フノデスガ、此ノ御配付ニナツタ参考書、衆議院ノ中原委員ノ請求、生命保険中央會ニ關スル參考書類、命令ヲ以テ規定スル主ナル事項、其ノ第二ノ法案第二十六條關係、是ハ先刻松本委員カラ御質疑ニナリマシタガ、ソレヲ見マスト、「第一項、命令ヲ以テ定ムル金額ニ付テハ戰爭危險ニ因ル保険金ノ支拂ノ責ヲ免ルコトヲ得ズ、(一)一定時期以前ニ成立シタル死亡保険契約ニ付テハ元受保険金額全額トスルコト、(二)一定時期以降成立シタル死亡保険契約ニ付テハ被保険者一人ニ付元受保険金額定額以下ノモノトスルコト」、斯ウ云フ参考ノ書類ヲ御配付ニナツテ居リマスガ、此ノ一定時期ト云フノハドンテハシナイカト思ヒマスガ、其ノ點ハ如

○政府委員(迫水久常君) 第十六條第二項ノ規定ヲ置キマシタ趣旨ハ、實ハ只テアリマスノデ、人選ニ非常ナ苦心ヲシム、又統制會ニハ統制會トシテノ使命ガゴザイマシテ、其ノ間ニ必ズシモ重複スルモノハナイノデアリマス、兩者カドウ云フ方針デ理事ヲ選バレルカ、

保険ニ付サナケレバナラヌ、斯ウ云フ
コトニナツテ居リマス、自分ノ「リスク」
ニ於テ一部分ヲ留保シテ置クコトハ認
メナイノデアリマス

○河田烈君 第二十六條第二項ニ「保
險會社ハ其ノ引受ヶタル生命保險ニ於ケ
爾戰爭危險」ト書イテアルガドレガ戰
爭危險ニ因ル死亡ニカ、ドレガ普通ノ死
亡ニナルカ、是ハチヨツトオ釋迦様デ
モ分ルマイト思ヒマス、是ハ書キ方ガ
政府委員ノ御答辯ニ依リマスト、戰爭
危險デナク、生命保險殘高全部ヲ再保
險ニ付スベシト云フコトニナリマスナ
命保險中央會ガ再保險ヲ取リマス部
ハ、戰爭危險ダケナノデアリマシテ、
普通危險ハ是ハ取ラナイノデアリマス、
ソコハドウ云フコトニナルカト申シマ
ス、結局再保險ノ問題ニナツテ來ル
譯デアリマス、戰爭危險ノ部分ダケシ
○河田烈君 ソコガチヨツト分ラナ
再保險料ヲ取ラナイ、斯ウ云フコト
デ戦爭保險ト普通保險ト云フモノガ分
レテ來ルノデアリマス

ノ通り全額デアリマス、併シナガラ生
命保險中央會が再保險ヲ取リマス部
ハ、戰爭危險ダケナノデアリマシテ、
危險ニ因ツテ生ジタ場合ニモ拂へ、斯
ウ云フノダカラ、ドレガ戰爭危險ニ
因ル所ノ死亡カト云フコトハ、是ハ發
生シテ見ナケレバ分ラナイ、豫メ戰爭
危險ヲ再保險ニ付スベシト云フノハ、
チヨツト出來ナインオデハナイカ、出來
ナイトスレバ今ノ政府ノ御説明ノ通り
第二項ノ保険契約ノ残高ハ全部命令ニ
依ツテ再保險ニ付セシメル、其ノ代リ
此ノ中ノ何分カハ普通ノ死亡ニアリ、
何分カハ戰爭死亡デアルカラ、出來
命保險全額デ、戰爭危險ヲ再保險ニス
ル必要ハナイ、戰爭保險ヲ付スル結果
イ、第十九條第一項ニ依レバ再保險ノ
引受ト云フコトハ、死亡ノ發生シタル
原因ガ戰爭危險ニ因ツタモノナケレ
バ、生命保險中央會デハ之ヲ引受ケテ
ヤラナインオデアルガ、ドレダケガ戰爭
危險ニ因ル死亡デアルカ、ドレダケガ
普通死亡デアルカト云フコトハ分ラナ
自己ノ危險ニ於テ一部分ヲ付ス、一部
分ヲ付サナイト云フコトニナラバ宜イ
デスガ、第二十六條第一項ノ規定ハ契約
残高全部ヲ再保險ニ付セヨト云フ命令
死ニマスカ、又隣ノ者ガ爆撃ヲ受ケテ

ヲスルト云フコトニナルト、此ノ書キ
方デハサウハ取レナイヤウニ思ヒマス
ガ……モウ一遍申シマセウカ、是ハ此
ノ第二項ハ生命保險ニ於ケル戰爭保險
ヲ中央會ニ再保險ニ付スベシ、戰爭危
險ガドレダケニナルカ未定ノ問題デア
メテ分ラナイ、新シク戰爭危險ニ因ル
死亡ト然ラザル死亡ト云フコトヲ分ケ
レバ出來ルガ、從來ノモノハ分レテ居
ナイ、普通ノ保険契約ヲシタガ、戰爭
危險ニ因ツテ生ジタ場合ニモ拂へ、斯
ウ云フノダカラ、ドレガ戰爭危險ニ
因ル所ノ死亡カト云フコトハ、是ハ發
生シテ見ナケレバ分ラナイ、豫メ戰爭
危險ヲ再保險ニ付スベシト云フノハ、
チヨツト出來ナインオデハナイカ、出來
ナイトスレバ今ノ政府ノ御説明ノ通り
第二項ノ保険契約ノ残高ハ全部命令ニ
依ツテ再保險ニ付セシメル、其ノ代リ
此ノ中ノ何分カハ普通ノ死亡ニアリ、
何分カハ戰爭死亡デアルカラ、出來
命保險全額デ、戰爭危險ヲ再保險ニス
ル必要ハナイ、戰爭保險ヲ付スル結果
此ノ意味ハサウスルト、戰爭保險全部
ヲ再保險ニ付スベシ、但シ實際再保險ノ
支拂ヲ負擔シテヤルノハ戰爭危險ニ
依ツテ發生シタル死亡ノミト、斯ウ云
フ風ニ解釋スル譯デスカ、字句ノ問題
ヨリモ實際ノ問題トシテハ、兎モ角モ
從來ノ契約残高ヲ全額再保險ニ付セシ
メル、而シテ其ノ負擔ヲシテヤルノハ
戰爭危險ニ依ツテ發生シタル場合ニ負擔
シテヤルト、斯ウ解釋スレバ宜シイノ
デスカ

○政府委員(追水久常君) 其ノ通リデ
スルト云フコトハ分ラナイノデアツ
セント」ノ小サナモノナリマスカ
スル、從ツテ再保險料ハ元受保險會社ガ
取シ現實ニ戰爭危險ニ依ル死亡ト云フ
コトガ分リマトル思ヒマス、從ツテ再保
險ニ付シマスノハ全額デアリマシテ、アリマ
スカ、保険會社ガ元受ヲ致シテ居リマスノ
ハ……竝ニ其ノ第一號ト關聯シテ、各
保險元受業者ガ現ニ戰爭死亡傷害保險
ノ引受ヲシテ居ルノ再保險モ、此ノ
保險會社ガ取ルコトニナルノデセウカ
○政府委員(追水久常君) 戰爭死亡傷
害保險法ニ依リマスル保險ハ、現在各
保険會社ガ元受ヲ致シテ居リマスノ
ハ……竝ニ其ノ第一號ト關聯シテ、各
保險元受業者ガ現ニ戰爭死亡傷害保險
ノ引受ヲシテ居ルノ再保險モ、此ノ
保險會社ガ取ルコトニナルノデセウカ
○政府委員(追水久常君) 其ノ通リデ
スルト云フコトハ分ラナイノデアツ
セント」ノ小サナモノナリマスカ
スル、從ツテ再保險料ハ元受保險會社ガ
取シ現實ニ戰爭危險ニ依ル死亡ト云フ
コトガ分リマトル思ヒマス、從ツテ再保
險ニ付シマスノハ全額デアリマシテ、アリマ
スカ、保険會社ガ元受ヲ致シテ居リマスノ
ハ……竝ニ其ノ第一號ト關聯シテ、各
保險元受業者ガ現ニ戰爭死亡傷害保險
ノ引受ヲシテ居ルノ再保險モ、此ノ
保險會社ガ取ルコトニナルノデセウカ
○政府委員(追水久常君) 戰爭死亡傷
害保險法ニ依リマスル保險ハ、現在各
保険會社ガ元受ヲ致シテ居リマスノ
ハ……竝ニ其ノ第一號ト關聯シテ、各
保險元受業者ガ現ニ戰爭死亡傷害保險
ノ引受ヲシテ居ルノ再保險モ、此ノ
保險會社ガ取ルコトニナルノデセウカ
○河田烈君 サウシマスト戰爭死亡傷

害保險ハ一年限リダカラシテ、其ノ一
年ノ契約ノ満期ノ時ニ變ツテ行ク、斯
ニ云フコトデゴザイマスカ

○河田烈君 サウシマスト戰爭死亡傷
害保險ハ一年限リダカラシテ、其ノ一
年ノ契約ノ満期ノ時ニ變ツテ行ク、斯

デナイモノノ元受モシ、再保險モスルト、斯ウ云フ譯デスカ、ソレハ生命保険中央會ノ目的ハ、必ズシモ戰爭危險ヲ「カバ」スルト云フノミヂナク、其ノ他ノ社會更生ト云フコトヲ考ヘテ居ルト見テ宜シイデスカ

○政府委員(迫水久常君) 御話ノ通り、

生命保險制度全體ノ問題ヲ茲ニ考ヘテ

居ル次第アリマス

○委員長(男爵東郷安君) 如何デゴザイマスカ、若シ質問ガ一應御済ミデアリマスナラバ、次ニ移リマスカ、ソレトモ今日ハ此ノ程度デ止メマスカ、或ハ次ノ損害保險中央會ノ説明ダケヲ聽いて置キマスカ、ソレデハ今日ハ此ノ程度デ散會致シマス、明後日午前十時カラ開會致シマス

午後三時四十五分散會

出席者左ノ如シ

委員長	男爵東郷 安君
副委員長	子爵裏松 友光君
委員	

侯爵德川 賴貞君	侯爵西郷吉之助君
伯爵柳澤 保承君	子爵戸 功男君
子爵大岡 忠綱君	子爵松平 親義君
子爵水野 勝邦君	有吉 忠一君
青木、一男君	坂西利八郎君
男爵宮原 有賀 瀧 竹下	河田 松本 悉治君 烈君 正雄君 豐次君

政府委員

大藏政務次官 大藏省總務局長 同	小笠原三九郎君 山際正道君 吉村成一君 櫛田光男君
大藏省銀行保險局長 大藏書記官	迫水久常君 柴田兵一郎君 齋藤齊君